



「平成 30 年度札幌市就業サポートセンター等運営事業」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

平成 30 年（2018 年）1 月 15 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
電話 (011) 211 - 2278

2 契約に関する事項

(1) 事業名

平成 30 年度札幌市就業サポートセンター等運営事業

(2) 事業内容

札幌市就業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）内に地方公共団体が設置する官民共同窓口において、札幌北公共職業安定所と札幌市が選定した民間職業紹介事業者（以下「選定事業者」という。）が共同で無料職業紹介事業を実施するとともに、サポートセンター関連事業を実施する。

また、あいワーク厚別・清田・西・手稲の 4 区において、カウンセラー等を配置し、北海道労働局及びハローワークと連携し、就職支援を実施する。

詳細は各企画提案仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

- ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付
- イ 書類審査の実施（企画提案書提出者が 4 者以上の場合）
- ウ 企画提案書プレゼンテーションの実施
- エ 企画競争実施委員会による審査
- オ 上記エの審査で評価が最も高い 1 者を契約候補者として選定
- カ 上記オの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類等の詳細については、「平成 30 年度札幌市就業サポートセンター運営事業」提案説明書及び各企画提案仕様書による。

3 参加資格

この企画提案に応募する民間職業紹介事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。
- (2) 企画提案書を提出する時点において、職業安定法による有料職業紹介事業の許可を現に受けていること。
- (3) 事業開始に伴う有料職業紹介事業の新設届出及びサポートセンターにおいて全職種の有料職業紹介事業を行うことができるよう、届出等を法定期限内に提出することが確実であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）
- (7) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者
- (8) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係しない者。
- (11) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）に該当しない者
- (12) 宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）に該当しない者
- (13) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (14) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

4 仕様書等の取得方法

札幌市 Web サイトに公開する。